

【3】出家の経緯と時期

[0] 次に提婆達多がいつ、どのような経緯で出家したのかを検討する。それらは提婆達多の教団内における序列やその占める位置あるいは活動に関わり、併せて後の破僧事件の状況を解明するひとつの手掛かりとなるであろう。

[1] 提婆達多の出家、帰仏に関わる資料には次のようなものがある。

[1-1] まず A 文献資料を紹介する。提婆達多の出家・具足戒法を示す言葉には二重の下線を付し、その他の人物の場合は一重の下線を付した。ただし提婆達多と他の人物の出家受戒法が同じ場合は二重とした。

- (1) 釈尊は道場樹の下で仏を得、波羅捺において五比丘を教化し、優留毘村で三迦葉と千人を教化し、その後に迦毘羅衛城に帰って真浄王（白浄王）に説法され、法眼浄を得せしめられた。そのとき、「兄弟二人の子がいる者は一人を出家させるべし、従わない者は重罰を課す」と国中に布告した。これを聞いた提婆達兜釈種は阿難釈に言った、「真浄王今日有教、諸有兄弟二人当分一人作道。汝今出家学道、我当在家修治家業」と。そのとき阿難釈は歡喜踊躍して、「兄の来り教えるが如し」と答えた。『増一阿含』024-005（大正02 p.618上）
- (2) 世尊は釈迦毘羅越尼拘留園におられた。その時提婆達兜王子は世尊に、「世尊、沙門となることを許して下さい」と願い出た。しかし世尊は、「汝宣しく在家にて分檀惠施すべし、それ沙門為ること実に易からずと為せばなり」と許されなかった。その時提婆達兜に此念が生じた。「此の沙門は嫉妬心を懐けり、我は今宣しく自ら剃頭し梵行を善修すべし、何ぞ是れ沙門を用うと為さんや」と。このとき提婆達兜は即ち自ら退き帰り、自ら鬚髪を剃り、袈裟を著け、自ら称して「我は是れ釈種子なり」と言った（自剃鬚髮著袈裟自稱言我是釋種子）。『増一阿含』049-009（大正02 p.802中）
- (3) 世尊はアヌピヤー（Anupiyā）国のアヌピヤーというマツラ族の村に住しておられた。そのとき著名なる釈種の童子らは（*abhiññātā-abhiññātā Sakyakumārā*）、世尊の出家されたのに従って出家した（*bhagavantam pabbajitam anupubbajanti*）。時に、マハーナーマ（Mahānāma）とアヌルッダ（Anuruddha）の兄弟があり、マハーナーマはアヌルッダに自分らの家系から（*amhākam kulā*）出家したものがないから、私かあなたのどちらかが出家しようと言った。家業は大変であるからとアヌルッダが出家することになった。母は死によっても離れたくない、いわんや生きながらあなたたちが家を出ることなど許されないと出家することを許さず、アヌルッダの朋友であるバツディヤ釈迦王（*Bhaddiya Sakyarāja*）は釈迦族を治めている（*Sakyānam rajjam kāreti*）、彼が家を出て出家するはずはないと考えて、バツディヤ王が出家したらという条件を出した。そこでアヌルッダはバツディヤ王を私の出家はあなたにかかっていると説得した。その時人々は真実を語り、真実の告白をなしていた（*tena kho pana samayena manussā saccavādino honti saccapaṭiññā*）。バツディヤは7年を待て、6年ないし1年、7月、6月ないし半月を待てと言ったが、アヌルッダはそれは長過ぎる、待つことはできないという。そこで7日後に出家することになった。そしてバツディヤ王、アヌ

ルッタ、アーナンダ (Ānanda)、バグ (Bhagu)、キンビラ (Kimbila)、デーヴァダッタ (Devadatta) と理髪師のウパーリ (Upālikappaka) の7人は、四部兵を率いて園遊に行くことを装って出遊し、遠く行ってから (dūraṃ gantvā) 兵を歸し、ウパーリも歸そうとした。しかしウパーリは「釈迦族は暴戾だから童子らを滅亡させたとして、自分を殺すだろう」と考えて、バディヤ王などと一緒に世尊のところに行った。彼らは「ウパーリは長年にわたってわれわれの従者であった。釈迦族は驕慢であるから、まずウパーリを出家させて下さい。私たちは彼に敬礼しましょう」と言った。そこで世尊はまずウパーリを、その後に彼ら釈子を出家させた (atha kho bhagavā Upālikappakaṃ paṭhamam pabbājesi, pacchā te Sakyakumāre)。その雨安居中にバディヤは三明を現証し、アヌルッタは天眼を生じ、アーナンダは預流果を得、デーヴァダッタは異生位の神通を得た。Vinaya「破僧韃度」(vol. II p.180)

- (4) 世尊は弥尼搜国の阿奴夷界に住しておられた。時にもろもろの豪族釈種子が世尊にしたがって出家した。阿那律と摩訶男の兄弟があり、弟の摩訶男は兄の阿那律に我らの一門からは誰も出家していないから出家しようといい、家業は大変だからということで阿那律が出家することになった。母親は釈種子跋提は母親が熱愛しているから許すまいと思って、跋提が出家したらという条件を出した。跋提の母は阿那律の母は子を熱愛しているから、阿那律が出家したらという条件を出した。二人は難提釈子、金毘羅釈子、難陀釈子、跋難陀釈子、阿難陀釈子、提婆達釈子と剃髮師の優波離と共にひそかに迦毘羅衛城を出て、父母が出家を許したからと言って出家した。世尊は先に優波離を、次に阿那律を、次に跋提を、次に難提を、次に金毘羅を、次に難陀を度した。そうして優波離は大戒を受けて上座となった。そのとき毘羅茶という大上座がおり、別に阿難陀を度し、余の次の上座が跋難陀と提婆達多を度した(爾時世尊即先度優波離次度阿那律、次跋提釋子、次難提釋子、次金毘羅釋子、次難陀釋子。優波離受大戒最爲上座。時有大上座名毘羅茶別度釋子阿難陀。餘次上座度跋難陀提婆達多)。それから世尊は占波国に行かれ、彼らは増上地を得たが、提婆達多だけは異生位の神足を得た。『四分律』「僧殘 010」(大正 22 p.590 中)

- (5) 世尊は弥那邑の阿菟林下におられた。そのとき多くの貴族諸釈種子が世尊のところへ出家したので、兄の摩訶男が弟の阿那律にどちらかが出家しようと言った。家での仕事は厳しいからと阿那律が出家することになった。父母の許しがないと出家できないということで母に頼むが、跋提王が出家すれば許すという条件が付された。しかし出家できるような状況にはなかったため、阿難陀、難提、調達、婆婆、金鞞盧らと計ってひそかに城を出て、優波離に髪を剃らせた。優波離も出家することになって、優波離は我等の僕であるから、先に受具足戒を与えてほしいと願ったので、私は先に度し、七人は後に度した(世尊、我等今欲出家淨修梵行、而優波離是我等僕、願佛先與受具足戒、然後度我、當令我等及諸釋種於彼人所破大憍慢。佛即先度七人後度)。世尊は釈迦族たちが知ると留難を受けるかもしれないと思って、迦維羅衛の近くの跋提羅城に行き、無常に関する説法をした。このとき六人は阿羅漢となり、阿難は世尊に侍して漏を尽くすることができず、調達だけは得るところがなかった。その時世尊は諸々の大徳声聞と共に阿耨達龍王の請を受けた。調達は未だ神通を得ていなかったため行くことができず、羞恥ま

すますます深かった。そこで神通道を修すために仏のところに行った。仏は為に説き、調達
は学を受けて、安居中に神通を獲た。『五分律』「僧残 010」(大正 22 p.016 下)

- (6) 仏は王舎城におられた。その時調達は仏法中において信敬心清浄にして、三十万金銭
の値の莊嚴具を着て出家し、よく調御された値い十万金銭もする象に乗り、調達の着て
いる衣服もまた十万金銭の値のものであった。是の調達は出家して比丘と作り(是調達
出家作比丘)、十二年中善心に修行し、読経誦経問疑受法坐禅し、仏所説の法を皆な悉
く読誦した。時に諸比丘は神通によって天に行き、天食を食した。これを見て調達は神
通力を得たいと思い、釈尊を初め舍利弗や目連に神通道を尋ねるが教えてもらえなかつ
た。そこで、阿難は自分の弟だからと阿難のところに行った。阿難はまだ離欲していな
かったので教えた。彼は世俗の四禅を得、神通力を得て、切利天などから食物を得てそ
れを食した。『十誦律』「調達事」(大正 23 p.257 上)

[1-2] B 文献資料には次のようなものがある。

- (1) 釈尊はアヌピヤーの近くのマンゴー林におられた。バツディヤ王、アヌルツダ、アー
ナンダ、バグ、キンピラ、デーヴァダッタの釈迦族の 6 人のクシャトリヤと、理髪師の
ウパーリを 7 人目とする者たちは釈尊のところへ行き、彼らは「ウパーリは長年にわたつ
てわれわれの従者であった。釈迦族は驕慢であるから、まずウパーリを出家させて下さ
い。私たちは彼に敬礼しましょう」と言って、最初にウパーリを出家させ、その後自分
たちが出家した (*taṃ paṭhamataram pabbājetvā pacchā sayam pabbajimsu*)。釈
迦族の 6 人のうち、バツディヤは雨期の間三明 (*tevijjo*) を得、アヌルツダは天眼
(*dibbacakkhuko*) を得、*Mahāpurisavitakka* 経を聞いた後阿羅漢果を得た。アーナン
ダは預流果 (*sotāpattiphale*) を得た。バグとキンピラは続いて内観 (*vipassanaṃ*) を
得て阿羅漢果を得た。デーヴァダッタは凡俗の神通力 (*pothujjanikaṃ*) を得た。
Dhammapada-A. (vol. I p.138, Burlingame 訳 Book1-12 vol. I p.230)

- (2) 楽住せるバツディヤ長老はクシャトリヤ族の 6 人組の 1 人で、ウパーリを第 7 人目と
して出家した (*sukhavihāri Bhaddiyatthero chakhattiyasamāgame Upālisattamo
pabbajito*)。そのなかでバツディヤ、キンピラ、バグ、ウパーリは阿羅漢果を成じ、
アーナンダは預流果を得、アヌルツダは天眼を得、デーヴァダッタは禅定を修した。
Jātaka 010 Sukhavihāri-j. (vol. I p.140)

- (3) 「尊者ナーガセーナよ、デーヴァダッタはどのような理由で出家したのですか
(*Devadatto kena pabbajito*)」「大王よ、6 人のこれらのクシャトリヤの青年たち
(*kumārā*)、バツディヤ、アヌルツダ、アーナンダ、バグ、キンピラ、デーヴァダッ
タ、そして七人目に理髪師のウパーリは師が悟りを開いた時、釈迦族の家系に喜びを生
じて、世尊の出家にならって家を離れたのです (*bhagavantam anupabbajantā
nikkhamimsu*)」「尊者よ、デーヴァダッタが出家してサンガは破壊された
(*Devadattena pabbajitvā saṅgho bhinno*) のではありませんか」「大王よ、そうで
す。デーヴァダッタが出家してサンガは破壊されました」。 *Milindapañha* (p.107)

- (4) 浄飯王は「劫比羅城にすむ家々の一子を仏にしたがって出家せしめよ」と教令を宣し
た。そのとき斛飯王に無滅と大名の二子があり、無滅が出家することになった。無滅は
親しい賢 (*Bhadrika*) 釈種王を誘った。王は「もし自分が出家すると天授が釈種の王

となり、これは釈種のために大いなる患いである」と考えて天授を誘った。天授は「いったん出家して、後に王となろう」と考えて出家した。相師は天授・瞿迦離 (Kokālika) ・婁那沓婆 (Khaṇḍadravya) ・羯吒牟羅底沙 (Kaṭamorakatiṣya) ・海授 (Samudradatta) 等を見て、「後に破僧して地獄に墮ちるであろう」と予言し、また邬波難陀を見て「多貪によって地獄に墮ちるであろう」と予言した。

尼拘陀林中におられた世尊はある者は羅漢を得、ある者は得ないから、この500の釈種のすべてに善來具足を与えるわけにはいかないと考えて、比丘らに白四羯磨によって出家させ、具戒を与えよと命じられた (世尊念言。彼五百釋種我不得總言善來出家。何以故。其中或有得羅漢者、有不得者故。我今白四羯磨令彼出家。作此念已、佛告諸苾芻言、此五百釋種汝等苾芻應作白四羯磨令彼出家授與具戒。諸苾芻言。唯然世尊)。そのとき父王 (浄飯?) は邬波離に500人の鬚髪を剃除させた。邬波離は「尊貴なる人々が妻子財産を捨てて出家するのに、卑族の自分が彼らが残してくれたわずかな珍宝衣服に貪著するとは」と考えて自分も出家しようと決心した。これを知った舍利子が仏所に連れていき、世尊は「善來、應に梵行を修すべし」と出家させた。そのとき邬波離の鬚髪が自から落ち法服が身に着いた (爾時世尊告言。善來應修梵行。爾時世尊作是語已、時邬波離鬚髪自落法服著身)。白四羯磨によって出家した500の賢王釈種は、先に出家した邬波離に頂礼したが天授のみはしなかった。『根本有部律』「破僧事」 (大正24 p.144中)

- (5) 提婆達多釈種童子は500人の釈童子が出家したのを見て、父母の許しを得て仏に出家を願い出たが、「家で修道し、財宝をもって布施供養せよ」と断られた。舍利弗・目犍連・大迦葉・迦旃延・優婁頻螺迦葉・那提迦葉・離波多・優波離波多にも断られた。

一方、阿難釈種童子も出家を願ったが、阿難を生んだ母は仏に対する浄心がなかったので許さなかった。そこで毘提那国に行って無語戒を守り、「この仙人は毘提那国の出身であろう」と考えられて「毘提那国仙人」⁽¹⁾ と呼ばれるようになった。この評判を聞いた父母は呼び戻して、釈種童子のもとでの出家を許した。かねてからの約束通り阿難は提婆達多と一緒に出家しようとしたが、提婆達多は仏たちは出家させてくれないと言った。

その時多くの大威勢力の釈種童子が家ごとに一人出家した。迦毘羅婆蘇都城に2人の兄弟があり、小なるを摩尼樓陀、大なるを摩訶那摩といった。童子摩訶那摩は「大勢ある釈種の諸童子は家ごとに一人出家したのに、我が家には出家する者がいない」と考えた。そして家業をするのはつらいからと摩尼樓陀が出家することになったが、父母は許さなかった。それは輪頭檀王が我が子悉達が出家したというので、王位を婆提唎迦に譲って12年を経過した時であった。摩尼樓陀の母はこの人は出家できるはずはないと考えて、婆提唎迦王が出家すれば出家してよいと言った。婆提唎迦王は7年待てなどという条件を出したが、摩尼樓陀の言うことなら何でも聞くといつかねてからの約束があったので、摩尼樓陀は聞き入れず、7日7夜のちに出家することになった。

その時世尊は阿奴彌迦耶聚落に住しておられた。摩尼樓陀と婆提唎迦王は、同じく釈種の童子の跋洩婆*隋言多眉・宮毘羅・難提迦・阿難・提婆達多と剃除髮師と共に仏のところに行って出家・具足戒を得ることを願い出た。世尊はまず剃除髮師を度して具戒を受

けさせ、しかる後に婆提唎迦王が出家して具足戒を受け、その他の者が順々に出家して具足戒を受けた（爾時世尊既先度彼剃除髮師及受具戒。然後次與婆提唎迦釋王出家受具足戒。自餘各各次第出家及受具戒）。しかし阿難と提婆達多はこのように出家することができず（於時阿難提婆達多二人猶故不得出家）、雪山のふもとに住んでいた跋耆瑟吒僧伽という長老が二人を出家させ、具戒を受けしめた（跋耆瑟吒僧伽即令二人捨家出家及受具戒）。その後二人は世尊に会いに行った。世尊は提婆達多に「汝は何事のために出家するのか、背くことがないように」と言われた。

夏三月中に、婆提唎迦は三通を成就し、摩尼樓陀は天眼を得、跋涪婆・因耆・難提迦は羅漢果を証し、阿難は須陀洹果を得、提婆達多は世間凡夫の神通を得た。そのとき長老婆提唎迦は「嗚呼快樂なり」と呟き、世尊はその理由を尋ねられた。『仏本行集経』（大正03 p.918上）

(1) 阿難は 'vedehamuṇi' (SN. 016-011 vol.II p.217)、「毘提訶牟尼」（『雜阿含』1144 大正02 p.302下）、「比提醯牟尼」（『別訳雜阿含』119 大正02 p.417下）と呼ばれる。これはそう呼ばれる所以を示したことになる。

(6) シュッドーダナ王は言った。「クシャトリヤの一家から各一名若者を出家せしめよ。一人しか息子がいない家は出家させなくてよい」と。このような布告が出された時、釈迦族の人たちは当時の慣習に従い投票によって一家から一名を選んだ。その結果500人の若者が出家することになった。

シュッドーダナ (Śuddhodana) には二人の息子がいた、世尊とスンドラナンダ (Sundarananda) である。世尊が既に出家されていたのでスンドラナンダは免除された。シュクローダナ (Śuklodana) の息子は、アーナンダ (Ānanda)、ウパダーナ (Upadhāna)、デーヴァダッタ (Devadatta) である。このうちデーヴァダッタは出家した。アーナンダも出家したいと思ったが、母ムリギー (Mrgī) がそうさせなかったので、ヴィデー八国へ往き沈黙の誓戒のもとで暮らした (maunavratena āsati)。ダウトーダナ (Dhautodana) ⁽¹⁾ の息子はナンダナ (Nandana) とナンディカ (Nandika)、アムリトーダナ (Amṛtodana) の息子はアヌルッダ (Anuruddha)、マハーナーマ (Mahānāma)、バツティカ (Bhaṭṭika) であった。

マハーナーマとアヌルッダは相談して、「家業は厳しいので、家業は合わない、あなたがそれをやって下さい、自分は出家します」と、アヌルッダが出家することになった。

その時、釈迦族の500人にのぼる若者は威風堂々と家を離れた。デーヴァダッタは金の網で荘嚴された象の背の上の輿に乗って出発した。彼の冠が出口のアーチに当り落下したので、大衆が声をあげて笑った。占師と星占師がデーヴァダッタは出家の目的を達成しないだろうと予言した。このようにして、500人の釈迦族の若者は多くの踊子、樂士たちを伴って、カピラヴァストウの街を離れ、ニヤグローダ樹林に向け出発した。そこで乗り物から降りて釈尊に近づき頭面礼足した。

これらの釈迦族の若者の中にウパーリ (Upāli) という理髪師の助手がいた。その時釈迦族の王子たちは衣服や装身具を取り外し、「これはお前のものだ、我々は出家するので必要でない」と言った。ウパーリは「彼らは出家しようとしている、自分も出家しよう」と考えて、世尊の所へ行き出家を願った。世尊は「来たれ比丘ウパーリよ、如来

のもとで梵行を行え」と言って、善来戒を宣せられた (atha khalu bhagavāṃ Upāli kalpakam ehi-bhikṣukāe ābhāse, ehi bhikṣu Upāli cara tathāgate brahmacaryam)。

「来たれ、比丘よ、如来のもとで梵行を行え」と宣せられた時、身につけたものは消え、三衣一鉢を持ち髪は自然の状態となり、彼の出家は確立した。あたかも受戒 100 歳の比丘のようであった。500 人の釈迦族の王子が両親や友人と別れを告げている間にウパーリは彼らに先んじて出家したのである。

それから 500 人の釈迦族の王子は世尊の所に行き出家の許可を願った。世尊はデーヴァダッタを除く 500 人の釈迦族の王子に「来たれ比丘よ、如来のもとで梵行を行え」と善来比丘戒を宣せられ、彼らは比丘となった (atha khalu bhagavāṃ tāni pañca kumārasātāni sthāpayitvā devadattam ehi-bhikṣukāye ābhāse. etha bhikṣuvaḥ Śākyakumārā caratha tathāgate brahmacaryam) (2)。

世尊は彼らに「比丘ウパーリは先任であり、彼に頭面礼足し順序に従い並べ。世尊とウパーリに最初に礼足した者がその次の順位になる」と言われたので、500 人の比丘は世尊とウパーリを礼足し順次並んだ。これが世間に知れ、大衆は「釈迦族は誇りと怒りを克服した」と叫んだ。シュッドーダナ王や釈迦族の人々もウパーリを礼足し、ウパーリは「よく来られた、シュッドーダナ王よ」と言った。お付きの者はこれを見て「どうして卑しい生まれの理髪師ウパーリが『シュッドーダナ王よ』と呼びかけることができるのか」と考えた。シュッドーダナ王は彼らに「諸君、ウパーリ長老を卑しい生まれの人と言うな、それは前生のことで、今や出家者としては王の力を持っている、彼はもはや卑しい生まれと言われるべきでない」と言った。Mahāvastu (É.Senart 本 vol.III pp.176~182、J.J.Jones 訳 vol.III pp.171~178)

(1) 【1】の [1-2] の (9) の註を参照されたい。

(2) デーヴァダッタの出家受戒方式に関する記述はない。

〈7〉王臣たちが浄飯王に「世尊の左右に侍している者は皆耆年だから、年少にして賢善なる者を選んで出家させ、世尊に侍させましょう」と進言して、そうすることになった。時に斛飯王に阿憍嚩駄と摩訶曩摩の兄弟があった。阿憍嚩駄に福があるということで出家することになった。彼は賢王を誘い、賢王は自分が出家すれば提婆達多が王位につくことになるからと、提婆達多も誘った。提婆達多はいったん承知したので、妄語の過ちがあると将来王位を得ることができないかも知れないと考えて、いやいやながら出家することになった。こうして釈種の 500 人が出家した (釋種五百人出家)。相師は賢王は聖道を証する、阿憍嚩駄は聖を得ること久しくないと予言したが、提婆達多と海寿 (1) と烏波難陀は地獄に墮ちると予言した。

彼らは仏のところに行って出家を求めた。世尊はこれらの衆は出家を求めるけれども、志樂ある者も樂わない者もあると考えて、四法をもって度し、苾芻とされた (世尊思惟。今此釋衆雖求出家有志樂者有不樂者。佛以四法度爲苾芻)。浄飯王の承事人で剃髪をよくする烏波梨も舍利弗の勧めで出家することになり、世尊が「汝梵行を得ん」と言われると、鬚髪が自ずから墮ち、袈裟が身に着いた (汝得梵行。世尊言訖。鬚髮自落袈裟著身)。世尊は夏臘の次第によって尊卑を守るべしと説かれ、賢王にも烏波梨を礼敬させた。提婆達多はこれに従わなかった。『衆許摩訶帝經』 (大正 03 p.973 下)

(1) Samudradatta で 〈4〉の「海授」に相当する。

〈8〉如来は父の国に帰られた。父王は迦葉ら千人が形体至陋なのを見て心安らかでなかった。そこで宗室の無為を願う者に勧めて沙門とならしめ、世尊の左右の侍従にすることになった。調達は「我等王者の子弟、今は世の榮えを棄てて出家して道に居る（出家居道）」と言った。城を出るとき、調達の冠幘は自然に地に落ち、衢和離の乗っていた象馬は四脚地に布いて鳥鳴をなした。そこで互いに、「余は道を得たのに、二人は不吉である」と話しあった。『中本起経』(大正04 p.155下)

〈9〉アーナンダ (kun dga')、麗しのナンダ (mdzes dga')、クリミラ (kra mi la)、ア Nilutta (ma 'gags pa)、ナンダ (dga' bo)、ウパナンダ (nya dga') またクンタダーナ ('khyir ba 'dzin)、弟子たちの陰の師となったデーヴァダッタ (slob ma'i lkog tu ston pa yis ni lhas byin)、彼等は牟尼に教えられる弟子となった。そして宮廷祭官の息子、偉大なるウダーイン ('char ka) は同じ道に出ていき、彼の決意を見たアトリの子 (rgyun shes bu) ウパーリ (nye bar 'khor) も同じように出家の意を固めた⁽¹⁾。 *Buddhacarita* vs.19-39~40 (『影印北京版西蔵大蔵経』vol.129 no.5656 Nge. 86a2-4)

(1) 漢訳の『仏所行讃』(大正04 p.037下)は次のようにいい、提婆達多は登場しない。「国中の人民は皆仏の神通力を見、聞法して、世の榮樂を厭い、親愛を捨てて出家した。阿難陀・難陀・金毘・阿那律・難圖・跋難陀および軍荼陀那のこのような上首および余の積種子はことごとく仏の教えに従い、法を受けて弟子となった。国を匡す大臣の子の優陀夷を首となす諸王子もともに出家した。阿低梨の子の名を優波離という者も諸王子や大臣の子が出家するのを見て出家法を受けた。」

[2] 以上の資料に基づいて、まず提婆達多が出家した状況を確認しておこう。

律蔵の「破僧健度」あるいは「僧残罪10」の因縁譚として記される提婆達多の出家の状況は、パーリと諸漢訳に共通する極めて資料価値水準の高いものであるが、これによると著名なる積種の童子らが釈尊が出家したのにならって出家したので、提婆達多を含むアヌルッタらの青年が自分らの家系から出家したものがないからという理由で出家したとされている。資料番号でいえばA文献の〈3〉〈4〉〈5〉とB文献の〈1〉〈2〉〈3〉である。

B文献の〈4〉〈6〉は浄飯王の「劫比羅城にすむ家々の一子を仏にしたがって出家せしめよ」との教令にしたがって釈迦族の仲間たちと出家したとし、同じく〈7〉〈8〉は、釈尊に付き従う弟子たちが歳をとり、瘦せさらばえているのを見て、浄飯王の命令によって500人あるいは1000人の若者たちと一緒に出家したとしている。

これらは彼らが自発的に出家したか、命令にしたがって出家したかの違いがあるが、提婆達多は釈迦族の他の青年たちと一緒に出家したという点では共通している。

しかしながらA文献の〈1〉〈2〉〈6〉はそれぞれ状況は異なるが、提婆達多一人が単独で出家したとしている。またB文献の〈5〉は提婆達多と阿難は他の釈迦族の青年たちと一緒に出家することが許されず、雪山のふもとに住んでいた跋嘯瑟吒僧伽という長老のもとで出家したとする。

もちろんわれわれの資料観にしたがって、パ漢共通する原始聖典資料を尊重することになるが、ここには提婆達多が誰と一緒に出家したか、提婆達多の出家の時期、提婆達多がどの

ような具足戒を受けたか、そして提婆達多の出家時の年齢などの問題が含まれているので、順次にこれを検討していきたい。

[3] まず提婆達多は誰と一緒に出家したかということを検討したい。

[3-1] 前述したように、律蔵の「破僧毘度」と「僧残罪 10」に記される提婆達多の出家記事は極めて資料水準の高いものであるが、これによれば提婆達多はアヌルッダやバツディヤ王・阿難らと共に出家したことになっている。このように記述するのは、A 文献の〈3〉〈4〉〈5〉と B 文献の〈1〉〈2〉〈3〉〈4〉〈6〉〈7〉〈8〉〈9〉である。

これに対して、A 文献の〈1〉〈2〉は『増一阿含』であって提婆達多は阿難と兄弟であったが、別に出家したことになっている。また A 文献の〈6〉は『十誦律』であり、ここでは提婆達多が阿難を「是我弟」として二人を兄弟としているが、しかし出家については提婆達多は独自に一人で出家したように描かれている。

また B 文献の〈5〉は提婆達多と阿難の二人は、少なくとも母親は異なるようであるが、提婆達多が釈尊に出家を願い出たときに許されなかったので、阿難を誘って二人で雪山のふもとに住んでいた跋耆瑟吒師のもとで出家し、後に釈尊のもとで出家したとしており、アヌルッダやバツディヤなどとは一緒に出家したとはしていない。

しかし極めて水準の高い資料は、提婆達多はアヌルッダやバツディヤや阿難らと共に出家したとしており、他は A 文献とはいいながら決して早い成立とは考えられない『増一阿含』のいうところと『十誦律』であり、他は B 文献であるから、ここでは前者を採用しなければならないであろう。

また「破僧毘度」「僧残罪 10」に記されるアヌルッダなどの出家に関する記事は、提婆達多が破僧に至る因縁譚であって、「受戒毘度」の因縁譚が「仏伝」として尊重されるように、これも尊重されて然るべきであろう。その中で提婆達多はアヌルッダなどと一緒に出家したというのであるから、これこそが原始仏教聖典の編集者たちの提婆達多の出家因縁に関するイメージであったと解さざるを得ない。

[3-2] この中で提婆達多と同時に出家・帰化したとされる釈迦族の子弟たちの名を表にして示すと次のようになる。

	〈3〉	〈4〉	〈5〉	〈1〉	〈2〉	〈3〉	〈4〉	〈7〉	〈8〉	〈9〉
バツディヤ	○	○	○	○	○	○	○	○		
アヌルッダ	○	○	○	○	○	○	○	○		○
アーナンダ	○	○	○	○	○	○				○
バガ	○		○	○	○	○				
キンピラ	○	○	○	○	○	○				
デーヴァダッタ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ウパーリ	○	○	○	○	○	○	○	○		○
難提		○	○							

難陀		○								○
跋難陀		○								
瞿迦離							○			
婁那查婆							○			
羯吒牟羅底沙							○			
海授							○	○		
鄔波難陀							○	○		○
釈種 500 人 (1)							○	○	○(2)	
衢和離									○	
麗しの難陀										○
クリミラ										○
クンタダーナ										○
ウダーイン										○

この表から分かる通り、〈4〉〈5〉には「難提」が挙げられているが、〈3〉の『パーリ律』には挙げられない。しかし *Theragāthā* の第 25 偈の註では、「Nandiya はアヌルッダなどが師のもとで出家したときに自分も出家して、久しからずして阿羅漢果を得た」(3) とされているので、提婆達多らと一緒に出家した仲間の一人として数えられる伝承が南方にもあったことが分かる。

また〈4〉と〈9〉に「難陀」が現れるが、〈4〉は同じく六群比丘の跋難陀と併挙するし、〈9〉は別に「麗しの難陀」を挙げるから、これは六群比丘の一人の難陀と解釈すべきであろう。ナンダとウパナンダが併挙されるのは原始仏教聖典の常である(4)。ただしこの「麗しの難陀」を挙げるのは〈9〉の *Buddhacarita* であって、これはサンスクリットが存しない部分である。漢訳『仏所行讚』には提婆達多を挙げないので、この資料の中には含めなかったが、漢訳では「難陀」とするのみであるから、「麗しの難陀」が含まれるかどうかははっきりしない。いずれにしてもそれほど信頼に足る資料ではない。

また〈4〉や〈7〉が瞿迦離や海授(海寿)などを挙げるのは、天授などの悪比丘群として挙げたまでのことであって、これも信頼するに足りない。

したがって提婆達多と共に出家したとされる古い伝承は、バウディヤ、アヌルッダ、アーナンダ、バグ、キンピラ、デーヴァダッタ、ウパーリ、それにナンディヤを含めた 8 人であったとすることができる。

(1) この中に阿難なども含まれていると思われる。

(2) 明示されていないが文脈は〈6〉に等しいので、このように理解した。

(3) *Theragāthā-A.* vol. I p.086

(4) 例えば次の文献では、ナンダとウパナンダが並記されている。『中阿含』185「牛角婆羅林経」

(大正 01 p.729 下)、『中阿含』077「婆鷄帝三族姓子經」(大正 01 p.544 中)、*MN.128 Upakkilesa-s.* (『隨煩惱經』vol.III p.152)、『中阿含』072「長寿王本起經」(大正 01 p.532 下)、『中阿含』033「侍者經」(大正 01 p.471 下)、『雜阿含』035(大正 02 p.008 上)、『四分律』「僧殘 010」(大正 22 p.590 中)、『十誦律』「衆學 021、022」(大正 23 p.134 下)、『十誦律』「(比丘尼)波夜提 095」(大正 23 p.322 中)、『十誦律』「(比丘尼)波夜提 096」(大正 23 p.322 下)、『十誦律』「俱舍彌法」(大正 23 p.215 下)、『十誦律』「臥具法」(大正 23 p.247 上)、『十誦律』「臥具法」(大正 23 p.247 中)、『十誦律』「調達事」(大正 23 p.260 下)である。なお、跋提とキンピラと並記するものもある。『僧祇律』「單提 041」(大正 22 p.365 上)

[4] 次に提婆達多らの出家と、他の釈種の豪家の子弟らの出家の前後関係について検討しておこう。

[4-1] 「破僧韃度」「僧殘罪」の〈3〉〈4〉〈5〉は、マハーナーマとアヌルッダは多くの釈種の豪家の子弟らが出家したに拘わらず、我が家系からは誰も出家していないから出家しようというのであるから、提婆達多を含むアヌルッダらの出家は、多くの釈種の豪家の子弟らの出家よりも遅いということであろう。B 文献の〈5〉〈6〉は、提婆達多とバッディヤなどの出家を別にするから、上の表には含まれていないが、これらも多くの釈種の出家に続くものとして、時期としては別になっている。

しかし〈4〉〈7〉〈8〉などは、提婆達多は釈種 500 人と共に出家したとされており、〈7〉〈8〉はこれが釈尊の初めての帰郷の時のようなイメージで語られている。しかし釈尊に付き従う弟子たちが老いてやせ細っていたというのであるから、この中には先に出家した釈種の人々が含まれているかも知れない。

いずれにしても資料水準の高い伝承に従うとすれば、提婆達多らの出家に先立つ第 1 陣の釈迦族の出家があって、提婆達多らの出家は第 2 陣であったと理解すべきであろう。

[4-2] このように考えると、先に触れた「麗しの難陀」の問題も容易に解決できる。本「モノグラフ」の第 10 号に掲載した「*Mahāpajāpatī Gotamī* の生涯と比丘尼サンガの形成」に記したように、現在のところわれわれは難陀の出家は釈尊成道の第 5 年と考えており、ここでまた提婆達多と関連させて改めて確認しなければならないが、その時点では阿難の出家は成道 10 年と考えていた。このように考えることが許されるとすると、提婆達多や阿難が出家したのは、多くの釈種の豪家の子弟らが出家した後のことであって、この中に難陀も含まれていた。提婆達多や阿難などの出家を釈迦族の子弟の出家の第 2 陣であったとすれば、難陀などの出家はその第 1 陣であったということになる。

したがって釈尊の異母弟である難陀が提婆達多などと一緒に出家したという伝承はないことになる。

[5] 次に提婆達多がどのような具足戒を受けたのかを考えてみたい。これは提婆達多が出家した年代を推測する一つの材料になる。

[5-1] 周知のように釈尊の伝記のもっとも古い材料は律蔵の「受戒韃度」である。これが後に成立した「仏伝経典」の素材になったのは、正式な受具足戒法である十衆白四羯磨受具足戒法が制定されるに至った因縁譚を描くとともに、十衆白四羯磨受具足戒法以前の受具

足戒法によって比丘となった者たちも正式な比丘であるということを示そうとしたからである。したがって仏伝は十衆白四羯磨受具足戒法の制定をもって終了し、伝記としては中途半端なところで終わっているのは、「受戒健度」としてはそれで目的を達したからである⁽¹⁾。これを受具足戒法を中心にまとめてみると次のようになる。

『四分律』『五分律』などの漢訳律は燃灯仏の授記やこの世への誕生から始まっているが、『パーリ律』では仏成道から始まっている。これは仏だけに許された「善来比丘具足戒法」成立の因縁譚を語るとともに、「十衆白四羯磨受具足戒法」に先立つ「三宝帰依受具足戒法」の中の「仏宝」の成立の因縁譚を語るためである。

そして梵天勸請から鹿野苑における初転法輪を描くのは「法宝」の成立を語ったものであり、五比丘やヤサとその友人たちを初めとして、三迦葉の弟子1000人が善来比丘具足戒によって出家して、その結果阿羅漢果を成じることによって「僧宝」が形成され、しかる後に「三宝帰依具足戒」が許されることになった。その理由は、諸国に布教に出された弟子たちが、新しく弟子になりたいと望む者たちをはるばる釈尊のもとに連れ帰っては善来比丘具足戒を受けるといふ生活に疲れ果てたからであった。そこで釈尊は出先で弟子たち自身が自らの弟子を取ることを許され、その方法として「三宝帰依具足戒法」が制定されたのである。

それがいつのことであるかという詳しい考察は別の機会に譲らなければならないが、現時点では次のように考えている。*DN.014 Mahāpadāna-s.* (vol. II pp.045~049)、『長阿含』001「大本経」(大正01 p.009下)、法天訳『毘婆尸仏経』(大正01 p.157下)などによれば、それは過去仏であるピバッシン仏の時代のことであるが、弟子たちを二人して一つの道を行くなと布教に出したのちの6年後に説戒をされたとしている⁽²⁾。必ずしも「三宝帰依具足戒法」の制定を述べているわけではないが、この6年という数字には何らかの意味があるものと考えられる。全国に布教に出された比丘たちが暑くて広いインドの各地に散って、おそらく雨期の前に出家希望者を連れては釈尊のもとに帰り、そして雨期が明ければまた出かけるという生活では疲れ果てるのも無理はなかったであろう。しかしかといってそれが1年2年の短期間であったとも考えられないので、6年というのは極めて合理的な年数のように考えられる。

弟子たちを布教に出したのは鹿野苑で雨期を過ごされた後のことであって、われわれはそれを成道の直後にウルヴェーラーで過ごした雨期に続く、第2回目の雨期と考えているが、一般的には少なくとも成道後1年は経っていたと考えられている。したがって「三宝帰依具足戒法」が許されたのは少なくとも、釈尊成道後7年ということになるわけである。

このことは釈尊が比丘への授戒権などの全権を握って、そのサンガを中央集権的に掌握しようと考えられなかったということを意味する。仏教のサンガは和尚を中心としてその弟子たちからなる4人以上の集団が基礎であって、「律蔵」が「サンガ」というときには常にこの「現前サンガ」を意味する。こうして出家して比丘となった者たちは、その多くは直接釈尊を知らなかったであろう。交通と情報伝達手段が未開であって、実際に自分の目で見るとか知りうる手段のない時代であったからである。こうして大量に再生産されることになった比丘たちが、後の釈尊教団の多数派を占めることになった。提婆達多の破僧も、こうした仏教のサンガ組織が影を落としていると見ることができる。

このようにして間接的な仏弟子が大量に出現することになったが、このときにはまだ和尚

と弟子の義務などが定められていなかった。そこで宗教者としてあるまじき振る舞いをする比丘たちが現れたり、むやみやたらに出家させて世の女性たちの非難を浴びたりするということがあって、そこで新たに出家した比丘は和尚に10年間は師事して修行しなければならないとか、和尚となるためには出家してから10年以上経過した有能な比丘でなければならないとか、犯罪者や病人などを出家させてはならないなどという規則が作られ、そして10人以上のサンガによって出家具足戒を与える審査方法が定められることになった。これが「十衆白四羯磨受具足戒法」である。これにともなって「三宝歸依具足戒法」は廃止された。

「羯磨」とは、一つの「界」に住する比丘全員が出席しなければ成立しないという成立要件とか、出席者の全員の賛成を得られないと決議できないという議決要件（特別な場合は多数決も許される）がきちんと定められた会議によって集団の意思を決定することであるから、このとき正式に組織化されたサンガが形成されたと見ることができる。「十衆白四羯磨受具足戒法」はその会議の一員としてよいかどうかという審議に相当する。

これはおそらく早くとも釈尊成道の12年後以降ではないかと考えられる。なぜなら10年以前では、和尚となるべき出家してから10年以上たった比丘は存在しないからであり、したがってこのような規則が定められるはずはないからである。

このように、提婆達多がどのような形で出家し、具足戒を受けたかということは、その時期を決定する重要な要素となるわけである。

- (1) 仏伝經典のあるものは釈尊の帰郷とラーフラの出家で終わるものがある。その詳細は本「モノグラフ」第3号の巻末に付した「付表第1」を参照していただくと分かりやすい。ラーフラの出家記事は、白四羯磨受具足戒法の施行細則ともいうべき受具足の資格規定の中に満20歳以上という規定があって、そのために満20歳に満たない者の出家、すなわち「沙弥」の規定が述べられ、その一環として沙弥として出家したラーフラにからんで、浄飯王の出家をさせるときには両親の許可を得るということにしてもらいたいという因縁譚の中に含まれるのであって、受具足戒の制定因縁とは別の文脈で語られるのであるから、これを一連の仏伝にからめるのは正しくないということになる。
- (2) *DN.014 Mahāpadāna-s.*は「ヴィパッシン仏は弟子たちに、一つの道を二人して行くな、6年ごとに (*channaṃ channaṃ vassānaṃ accayena*) 波羅提木叉を誦すために戻ってきなさい、と説かれた」とし、『大本経』は「爾時如来默自念言。今此城内乃有十六萬八千大比丘衆。宜遣遊行各二人俱在在處處。至於六年、還來城内説具足戒」とし、『毘婆尸仏経』は「時毘婆尸仏而作是念。此大苾芻衆住滿度摩城。宜応減少令六萬二千苾芻往詣諸方、遊行聚落随意修習。經六年後歸滿度摩城、受持波羅提目叉」とする。ただし梵本断簡から復元されたテキストでは「6年ごと」ではなく、「6年後に (*ṣaṅṅāṃ varṣāṅāṃ atyayād*)」であり、漢訳「大本経」などと一致している。cf. *The Mahāvadānasūtra, A New Edition Based on Manuscripts Discovered in Northern Turkestan.* ed. by Takamichi Fukita, *Sanskrit-Wörterbuch der buddhistischen Texte aus den Turfan-funden Beiheft 10*, Vandenhoeck und Ruprecht, 2003. pp. 152, 154. また「6年ごと」でないとすると、説いたのは波羅提木叉ではなく、『大本経』のように「説具足戒」と解釈の方が合理的である。

[5-2] 先に紹介した提婆達多の出家資料には、出家具足戒を示す言葉にアンダーラインを施しておいた。これを表にしてみると次のようになる。

なお提婆達多の欄に記入がなく、その他の者に記入がある場合は、提婆達多もこれと同じ方法で具足戒を得たものと考えてよいであろう。またウパーリがバディヤなどに先立って

具足戒を受けたことはすべてに共通している。ここに記したのは、ウパーリの具足戒法が特に記述されているものである。

	提婆達多	その他	ウパーリ	阿難
〈1〉	出家せず			
〈2〉	自剃鬚髮著袈裟自稱言我是釋種子			
〈3〉		bhagavā pabbājesi		
〈4〉	餘次上座度跋難陀提婆達多	世尊即先度	受大戒最爲上座	大上座名毘羅荼別度釋子阿難陀
〈5〉		願佛先與受具足戒。佛即先度七人後度		
〈6〉	出家作比丘			
〈1〉		pabbajiṃsu		
〈2〉		pabbajito		
〈3〉	pabbajito nikkhamiṃsu			
〈4〉		佛告諸苾芻言、應作白四羯磨令彼出家授與具戒		
〈5〉	跋耆瑟吒僧伽即令二人捨家出家及受具戒			跋耆瑟吒僧伽即令二人捨家出家及受具戒
〈6〉		bhagavāṃ ehi-bhikkhukāye ābhāṣe	bhagavāṃ ehi-bhikkhukāye ābhāṣe	
〈7〉		佛以四法度爲苾芻	汝得梵行。世尊言訖鬚髮自落袈裟著身	
〈8〉	出家居道			
〈9〉				

[5-3] 先の資料をもとに、誰がどういう具足戒を得たというような細かな議論は避けて、先に書いた具足戒法に照らして、彼らが出家受具足戒を受けたのはいつの頃かということを考えてみよう。

まず「白四羯磨」によって具足戒を受けたというのはB文献の〈4〉と〈7〉であって、A

文献にはない。もしこれが史実であったとするなら、先の仮説によれば、早めに見積もっても釈尊成道の12年後以降のことになる。

また「善来比丘具足戒法」が出るのは、これまたB文献の〈6〉と〈7〉である。これは「三宝帰依具足戒法」が制定される以前の具足戒法ではあったが、〈7〉が他の比丘は「四法」⁽¹⁾によって具足戒を受けたというように、仏だけに許された特権として、「白四羯磨受具足戒法」が制定された以降にも続けられているから、時代を決定する決め手にはならない。

しかしこれらはすべてB文献資料であって、A文献資料では〈3〉は‘bhagavā……pabbājesi’とするのみであり、〈4〉はウパーリが「受大戒最爲上座」とされるものの、他の者たちは単に「度」とし、〈5〉は「受具足戒」あるいは「度」とするのみである。先に書いたように、善来比丘具足戒も三宝帰依具足戒もすべて「受具足」であり「受大戒」であるから、これがどのような具足戒であったかは分からない。しかし〈6〉と〈7〉がそうであるように、善来具足戒は「世尊言訖。鬚髮自落袈裟著身」というような文章が続くのが常であるから、世尊が出家させたとしても「善来比丘具足戒法」であったとはかぎらない。

注目すべきは〈4〉が「大上座名毘羅茶別度釋子阿難陀」とし、「餘次上座度跋難陀提婆達多」とすることである。すなわち阿難には毘羅茶という和尚が、跋難陀・提婆達多には名は知られないが次上座という和尚がいたということになる。名は異なるが〈5〉も「跋哪瑟吒僧伽即令二人捨家出家及受具戒」としているから、阿難と提婆達多には跋哪瑟吒僧伽という和尚があったことになる。

実は、パーリのVinaya「業毘度」(vol. I p.202)⁽²⁾、Vinaya「衣毘度」(vol. I p.295)⁽³⁾、Vinaya「波逸提038」(vol. IV p.086)⁽⁴⁾などでも阿難の和尚(upajjhāya)をBelatthasīsaとしている。これは〈4〉の「毘羅茶」に相当するであろう。あるいは〈5〉の「跋跋哪瑟吒」もこれにあたるかもしれない。また名は異なるが、『根本有部律』では阿難の和尚を十力迦葉としており⁽⁵⁾、阿難や提婆達多には釈尊ではない別の和尚があったことは間違いがないであろう。

なお、阿難の和尚とされるBelatthasīsaは、*Theragāthā-A.* (vol. I p.071)によれば「ウルベーラ・カッサパの弟子となり、師と共に帰仏。阿難の師(Dhammabhaṇḍāgārikassa upajjhāyo)となる」とされている。すなわち三迦葉の1000人の弟子たちの中の一人であったことになる。

このように考えると、〈3〉の『パーリ律』が「世尊はまずウパーリを、その後に彼ら釈子を出家させた(bhagavā Upālikappakaṃ paṭhamaṃ pabbājesi, pacchā te Sakyakumāre)」というなかの‘pabbājesi’という‘pabbajati’の使役形は、「世尊が誰かをして出家せしめた」と読むべきであろう。

要するに世尊が出家させ、具足戒を受けさせたとしても、それが必ずしも善来比丘具足戒を意味しないということである。特に釈尊の侍者として知られる阿難すらが、善来比丘具足戒によってじかに釈尊の弟子にならなかったということに思いをいたすと、提婆達多なども善来比丘具足戒ではなかったと考えざるを得ない。

『僧祇律』は「雜誦跋渠法」の冒頭で、「次度摩訶迦葉、闍陀、迦留陀夷、優波離、次度釋種子五百人、次度跋度帝五百人。……如是等如来所度善来比丘出家善受具足」(大正22 p.412下)とし、優波離や釈種子500人、跋度帝500人が善来具足戒を受けたとしている

ように見えるが、『僧祇律』は三歸具足戒を認めていないので、この記述を信じるわけにはいかない。

以上のように、提婆達多らが出家具足戒を受けたときには、すでに仏弟子たちが自らの弟子をとることができる時代となっており、提婆達多らは釈尊から和尚となる者を指定されて出家具足戒を受けた。しかしその具足戒法はまだ白四羯磨具足戒ではなかった。すなわち未だこれが定められる以前のことで、すなわち三宝歸依具足戒法の時代であった、ということが出来る。先の仮説に従えば、釈尊成道7年以降から成道12年くらいの間の事であった、ということになる。

- (1) 「四法」は白四羯磨を意味するものと解釈した。『衆許摩訶帝經』にはこの前に勝軍王が年少であることを理由に釈尊を軽んじるので、王子や龍や火が少なるをもって軽んじてはならないと同様に、僧も軽んじてはならないと説法して信を起こさせたのを「四法」としている。しかしこの場合はこれを指すのではないことは明らかであり、ウパーリに善來戒を与えたのに対して、500人の釈種には白四羯磨具足戒法を与えさせたというのであると理解される。
- (2) 具壽阿難の和尚たる具壽ベーラッタシーサ (āyasmato Ānandassa upajjhāyassa āyasmato Belaṭṭhasisassa) は疥癬を患った。
- (3) 同上。
- (4) 阿難の師たる (Ānandassa upajjhāyo) ベーラッタシーサは阿蘭若に住んでいて、日々乞食せず乾飯を得て乾かして貯蔵し欲する時に水に浸して食していた。
- (5) 『根本有部律』「破僧事」(大正24 p.165中)：仏告十力迦葉、汝応与此大歡喜童子如法度之。十力迦葉既奉仏命、即使度之為受具戒。『根本有部律』「僧殘010」(大正23 p.700下)：十力迦葉波……是我家弟阿難陀鄔波駄耶。

[5-4] 以上のように、提婆達多の出家は釈尊成道第7年から12年くらいの間ということになるが、それは阿難の事績を調査することによっても証明される。提婆達多は阿難と同時に出家しているからである。

阿難は多くの原始聖典が伝えるように⁽¹⁾、釈尊が入滅されるまでの25年間を侍者として過ごした。これをもとに計算すれば、阿難が侍者になったのは仏成道20年のころということになる。しかし阿難には別の和尚がいたのであるから、侍者といってもそれは単なる和尚 (upajjhāya) に対する共住弟子 (saddhivihārika)、あるいは阿闍梨 (ācariya) に対する内住弟子 (antevāsika) といった関係ではなく、「阿難伝試稿」⁽²⁾ に書いたように秘書室長的な侍者であって、おそらく彼は一人前の比丘となってから秘書室長的な侍者となったのであろう。このことは釈尊が侍者に阿難を選ばれた因縁譚からも推定することができる。それは『中阿含』033「侍者經」(大正01 p.471下)に次のように伝えられている。

そのとき釈尊は「年老いたので侍者を持ちたい。一人の侍者を推薦せよ。私が可・不可を判断する」と発言された。阿若憍陳如をはじめ、耶舎行籌に至る22名の比丘らが名乗りをあげたが、釈尊はよしとされなかった。そのとき目連は、釈尊が誰を侍者としたのか神通力を用いて観察して、それが阿難であることを知った。そこで彼は比丘らと共に阿難のもとを訪ね、釈尊の意向を伝えた。阿難はその任に堪えられないと辞退するが、目連は彼を説得した。阿難は「3つの願い(仏の新故衣を著ず、別請の仏食を食さず、非時に仏を見ず)が許されたら侍者になる」と言った。目連は彼の願いを伝えるため、釈尊のもとへ戻りこれを伝えた。釈尊は阿難の聡明さを讃えられ、そして侍者となってから阿羅漢果を得、般涅槃するまでの阿難の事蹟を予言され

た。

このときの様子は *Jātaka* 456にも記され、その条件は8つになっている。このように阿難は阿若橋陳如などと同じように、すでに一人前の比丘となっていたように思われる。先に述べたように、出家した後10年間は和尚あるいは阿闍梨に依止しなければならないという規定があるから、それをもとにすれば阿難は出家して10年以上を経過していたことになる。後に聡明有能なる者は5年間の依止でよいと定められたが、その時の因縁譚に侍者としての阿難が登場するので⁽³⁾、この規定は阿難が侍者になってのちに制定されたものであって、阿難には適用されない。またこの10年規定は三宝帰依具足戒によって阿難らが比丘となって以降に制定されたものであるが、しかしこのような規定はこれ以前に比丘となった者にも遡って適用されたであろう。

先に仮説を紹介したように、われわれは阿難の出家は成道10年と考えていた。これは三帰具足戒法が定められた仏成道第7年以降から、白四羯磨具足戒法が定められる第12年以前という条件を満たすとともに、この出家の年から侍者に就任するまでに10年を経過したことになり、10年間の依止を終了するという条件も満たしており、現時点ではこの推測は妥当ではないかと考えている。

そして提婆達多が阿難と同時に比丘となつたとすれば、それは成道10年ころのことではなければならない。

- (1) 『長阿含』002「遊行経」(大正01 p.019上)は「我れ(佛に)侍するを得て25年」とし、*Mahāparinirvāṇasūtra* (p.280)は「尊い方よ。私は20年以上、尊師に侍してまいりましたが、このように身体が輝くのを見たことはありません」とし、白法祖訳『仏般泥洹経』(大正01 p.168上)は阿難が「我侍佛二十餘年。未曾見艶好乃如是」とし、*Theragāthā* vs.1039~1043は「25年間師に隨侍した」とし、『根本有部律』「雑事」(大正24 p.391中)は「時阿難陀自言。大徳世尊。我隨佛後二十餘年」とする。ただし *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (「大般涅槃経」vol. II p.137)は「長き間、世尊の常侍たり、近侍たり、近行者なりき」とするのみである。
- (2) 『森ゼミ紀要』第13号(東洋大学インド哲学科森ゼミ 平成17年4月)参照。
- (3) *Vinaya*「大犍度」(vol. I p.080) : 「比丘等よ、聡明有能なる比丘は5年の間、不聡明な比丘は乃至命終まで依止して住するべきことを許す」。この他に、『四分律』「受戒犍度」(大正22 p.806上)、『十誦律』「受具戒法」(大正23 p.151上)がある。

[6] 次に提婆達多が出家した時の年齢について検討する。

[6-1] 律蔵の「破僧犍度」あるいは「僧残罪10」では、出家するときの提婆達多らを‘*iminā kumārā*’あるいは「童子」などと呼んでいる。【1】の[6-2]で述べたように、*kumāra*という語は20歳位までの男子を示す言葉である。したがってこれにしたがえば提婆達多らは未だ20歳には満たない青年であったかも知れない。しかし一方では比丘として出家できるのは、入胎から数えて満20歳以上とされている。もっともこの規定は彼らの出家受戒よりも後に成立したのであるが⁽⁴⁾、規定の有無にかかわらず精神そのものは存在したのであろう。また釈迦王パッディヤはそれなりの公務の責任を負っていて、すぐには出家できる環境になかったようにも描かれている。B文献であるが⁽⁵⁾は、「浄飯王が王位を婆提唎迦に譲って12年を経過した時」であったとしている。またマハーナーマがアヌルッダに對し、「田を耕し、種を播く」などの家業を詳細に説明し、毎年同じことを継続することの

必要性を説いて、アヌルッダはそれには向かないからと出家したとされている。これによれば少年などではなく青年に達し家長となっている年齢を強く示唆しているようにも思われる。しかし彼らが妻帯していたという記述は、〈4〉『根本有部律』の「破僧事」にウパーリが「賢王および500の釈子がことごとく王位・国城・妻子を捨て、無量無辺の珍宝衣服を捨てて出家修道する」（大正24 p.145下）としているのみであって、彼らが妻帯していたことを推測せしめる情報は少ない。〈4〉の『四分律』は諸釈子が「我等の父母すでに出家を聴せり」としているから、おそらく一家の主という位置にはなかったことを予想しているであろう。

先に釈尊と提婆達多の年齢差は25歳前後あったものと仮定し、また提婆達多と阿難の出家年を釈尊成道10年頃とした。そうするとこの時世尊は45歳になっており、この釈尊と年齢差が25歳であったとすると、提婆達多の年齢は20歳くらいということになる。推定の域に過ぎないが、今はこれを結論としておく。

- (1) 20歳規定は沙弥の規定ができたときであって、これは十衆白四羯磨具足戒が制定された以降であろう。なお二十歳に満たないものの出家を禁止する十七群比丘の因縁譚に阿難が登場している。Vinaya「波逸提065」(vol.IV p.129)、『四分律』「単提065」(大正22 p.679上)

[7] 以上は提婆達多と阿難やバディヤなど釈迦族の若者たちが一緒に出家したという第1水準資料を中心に考えてきた。しかし提婆達多が独自に出家した、もしくは提婆達多と阿難は他の青年たちとは一緒に具足戒を受けることを許されなかった、という伝承があることはすでに指摘した。簡単にこれを検討しておく。

[7-1] それは『増一阿含』ならびに『仏本行集経』である。〈1〉『増一阿含』024-005は、浄飯王の「兄弟二人あるものは一人出家させよ」との布告に基づき阿難が先に出家し、提婆達多は家に残ったことになっている。〈2〉『増一阿含』049-009は、提婆達多が単独で出家を願い出たが拒絶され、自分で剃髪し袈裟を着て釈種と自称したという⁽¹⁾。ここには阿難は登場しない。〈5〉『仏本行集経』では提婆達多は500の釈童子が捨家出家するのを見て両親の許可を得て出家を望むが、釈尊を初めとして舍利弗、目連、大迦葉などの長老に許されなかった。阿難も出家したいと思ったが母親が許可しなかったので、毘提那国へ行き、毘提那国仙人との評判を得たので呼び戻されて出家を許され、かねてからの約束通り提婆達多と一緒に出家しようとしたが、摩尼樓陀と婆提唎迦王など一緒には具足戒を受けることができなかったとする。そして『仏本行集経』は、雪山下に行き長老跋那瑟吒僧伽のもとで捨家出家し具足戒を受けた、とする。

律蔵の「破僧毘度」ないしは「僧残罪」における伝承は、パ漢の原始聖典に共通する第一次水準資料であって、おそらくこれらもこの伝承を知っていたであろう。しかるにこのような奇妙な伝承ができ上がったのは、先に述べたように、漢訳の伝承では阿難と提婆達多は兄弟とされ、この二人の兄弟が一つの家から共に出家するという不合理を解消するための配慮だったのではないであろうか⁽²⁾。そういう意味でも、阿難・提婆達多の兄弟説には無理があるということが出来る。

- (1) これは提婆達多が賤住出家したことを表そうとしたものかもしれない。律蔵では「賤住者」は十三難の一つに数えられ、出家を許されない者で、もし誤って出家させてしまったときには滅

擯するとされる。「賊住」は「仏道修行をするためにではなく、生活のために出家する者」であるが、これが禁止された因縁譚を調べてみると、「自分で剃髪し、袈裟を着る」いわゆる私度僧的なものをイメージしていたように考えられるからである。ただし提婆達多が滅擯されていないということは賊住出家ではなかった証拠であって、悪比丘といういうことでモディファイされたのであろう。

- (2) ここでの問答で、『パーリ律』は「自分らの家系 (amhakaṃ …… kula)」といい、『四分律』は「我一門」という。この‘kula’という語をここでは家系と訳したが、家や氏族とも訳される。社会学や文化人類学では厳密な定義があるのであろうが、通常の訳語では家族、氏族、種族などは余り厳密に使い分けられていないように思われる。いまは、宮坂宥勝訳『ブッダの教え——スッタニパータ』(法蔵館 2003年2月)の注記を紹介するに止める。「ドラヴィダ語。種族社会では kula は氏族を意味する。なお、英語の clan (氏族、一族) は kula と同一語源の語である。種族共同体が解体して氏族は大家族化する。さらに後には個別的な家族となって家系、一門をもさす。このように同一の言語でも時代の推移によって社会構造の変容とともに意味内容が異なってくる点に注意しなければならない。」(p.034)